

長崎県医療勤務環境改善支援センターのご案内

労務管理や医業経営に関するご相談に応じます。

また、専門アドバイザーを派遣し、無料で訪問支援を行っています。

相談・訪問支援
無料

労務管理に関する相談

■働き方改革への対応

時間外労働、年次有給休暇、勤務シフト

■働きやすい勤務環境の実現

ハラスメント対策、雇用関係助成金
ワークライフバランス、社内規程の整備

社会保険労務士が対応します

医業経営に関する相談

■経営診断

財務診断、経営概況調査

■経営管理支援・経営戦略支援

収益・患者・医事管理、経営環境分析
事業計画策定、事業戦略案の策定

医業経営コンサルタントが対応します

医療勤務環境改善
マネジメントシステムの
導入を検討されませんか？
専門アドバイザーが専門的・総合的にサポートします。



「PDCAサイクル」により、計画的に
勤務環境改善に取り組む事ができます。

長崎県医療勤務環境改善支援センター

(長崎県福祉保健部医療人材対策室)

〒850-8570
長崎市尾上町3番1号

TEL.095-895-2425

労務管理の相談は下記直通ダイヤルへ

医療労務管理相談コーナー (長崎県社会保険労務士会内)

〒850-0027
長崎市桶屋町50番1号3階B **TEL.095-893-8077**

受付時間 月曜から金曜の9:00～17:00 (土・日・祝日は除く)

医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組

「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえて設置された「医師の働き方改革に関する検討会」で、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」がとりまとめられました。緊急対策では、医師を雇用する個々の医療機関が次のような項目に取り組むことを求めていきます。

① 医師の労働時間管理の適正化に向けた取組

「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」等を参考に医師の在院時間について客観的な把握を行いましょう。

② 36協定等の自己点検

時間外労働をさせる場合は36協定を締結し、労働基準監督署へ届出が必要です。また、常時10人以上のスタッフを雇用する医療機関は就業規則を作成し、届出が必要があります。

③ 既存の産業保健の仕組みの活用

常時50人以上の労働者を使用する医療機関では、産業医を1人以上選任し、また衛生委員会を設置して毎月1回以上開催しなければなりません。

④ タスク・シフティング(業務の移管)の推進

医師の業務負担軽減のため、医師以外の職種で対応できる業務はタスク・シフティングを推進しましょう。

⑤ 女性医師等に対する支援

出産・育児・介護等により臨床に従事することやキャリア形成の継続性が阻害されないよう、短時間勤務制度を導入するなどして、柔軟な働き方が出来るよう対策を進めましょう。

⑥ 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

当直明けの勤務負担の緩和、勤務間インターバルや完全休日の設定、複数主治医制の導入など



働き方改革法改正関連

年次有給休暇の時季指定義務、産業医との連携強化、労働時間の状況の把握義務は2019年4月に適用が開始されています。時間外労働の上限規制について、医師以外の従業員にはすでに適用が開始され、2024年4月には医師にも適用されることで検討がなされています。

専門アドバイザーの紹介

【社会保険労務士】

社会保険労務士(略称「社労士」)は、労働社会保険諸法令に精通し、人事・労務管理や労働社会保険に関する指導を行う専門家です。年金・健康保険・労災保険・雇用保険・助成金など、諸手続きの代行、それぞれの企業に適した提案やアドバイス、各種ご相談に応じる国家資格者です。

【医業経営コンサルタント】

顧客の経営管理上の問題や機会の創出に関して有効な対策を提案し、さらにその実施を支援することによって、医療・介護・福祉および社会の発展に寄与することを使命とする公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会による認定資格者です。